

観光コンテンツ高付加価値化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中長期的な観光需要の拡大を図るため、市町村や観光に携わる民間事業者等が実施する、宿泊客の増加や観光消費額の拡大に資する計画的で継続性のある市町村域を超えた広域的な取組に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助対象者は、市町村、観光関連団体（DMO、観光連盟、観光協会等）、法人（会社、公益社団法人、NPO法人等）、その他知事が認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う団体の役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助要件を満たし、前条に定める補助対象者が取り組む事業として知事が認めた事業（以下「事業」という。）とする。

（補助金の算定等）

第4条 この補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費に同表に定める補助率を乗じた額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに観光コンテンツ高付加価値化促進事業交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（審査会）

第6条 知事は、前条で規定する申請書の審査のため、観光コンテンツ高付加価値化促進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

二 知事は、前条に規定する申請書の提出があったときは、審査会へ諮問を行うものとする。

三 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（交付決定）

第7条 知事は、第5条に定める交付申請のあった補助事業について、前条の諮問に基づき、答申を受けた上で適当と認めるときは、第8条の条件を付して補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

（交付条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

四 その他知事が必要と認める条件

（承認申請）

第9条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、観光コンテンツ高付加価値化促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、知事の定める期日までに観光コンテンツ高付加価値化促進事業実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 知事は、前条に定める実績報告のあった補助事業について適当と認めるときは、申請者に額の確定の通知を行うものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、観光コンテンツ高付加価値化促進事業交付請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第13条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、観光コンテンツ高付加価値化促進事業概算払請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 補助対象者は、補助金の交付があった以降において、補助事業に更正すべき事由を生じ、かつ交付すべき額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について県に返還するものとする。

（補助金の経理）

- 第15条 この要綱により補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

（財産の処分の制限）

- 第16条 規則第21条第1項に規定する、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「財産」という。）の耐用年数の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間を準用する。
- 2 財産を補助金の交付目的以外の用途に使用し、他の者に貸与若しくは譲渡し、他の財産と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、補助対象者が財産を処分することにより収入があるときは、当該財産の耐用期間を経過している場合を除き、その収入の全部または一部を納付させることができる。

（暴力団密接関係者）

第17条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他団体）とする。

（事業完了後報告）

第18条 知事は、事業完了年度の翌年度以降、事業完了後の状況について、補助対象者から報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年8月25日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表

補助要件	・市町村域を越えた広域的な取組であること。 ・継続性が見込まれる事業であり、将来的に行政からの補助金等に頼らず自走していくことが可能となる取組であること。 ・宿泊客の増加や、観光消費額の拡大につながる以下のテーマに基づく取組であること。 1 ナイト・モーニングタイムエコノミーの推進 2 スポーツツーリズム 3 海や河川・水辺の魅力を活用したツーリズム 4 食文化を活用したツーリズム 5 その他、歴史、文化、芸術等の観光資源を活用したツーリズム
補助対象経費	事業に要する次の経費 1 報償費 2 旅費（報償費及び旅費は、事業を実施するにあたり必要な講師等の派遣に要する経費に限る。） 3 需用費（食糧費を除く。） 4 役務費 5 委託料 6 使用料及び賃借料 7 備品購入費（10万円以内で汎用性がなく、事業の目的外使用になりえないものに限る。） 8 広告宣伝費 9 賃金（一定の期間を定めて単純な労務に従事する臨時的な勤務形態の職員に対して支払われるものに限る。） 10 工事請負費（原則対象外とするが、コンテンツ開発に密接に関連し、必要不可欠なものに限り、認める場合がある。） 11 その他知事が認める経費
補助率	工事請負費を除く補助対象経費の3分の2以内 工事請負費は、2分の1以内
補助限度額	予算の範囲内 ただし、工事請負費は予算の範囲内において10,000千円

第1号様式（第5条）

観光コンテンツ高付加価値化促進事業交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

(申請者)
所在地
団体名
代表者職氏名

年度において、下記のとおり観光コンテンツ高付加価値化促進事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 事業名

2 観光コンテンツのテーマ

3 総事業費、補助対象経費及び補助金交付申請額

総事業費	円
総事業費のうち補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

4 補助事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 団体に関する調書（複数の団体で実施する場合は、別紙1の1、単独の団体で実施する場合は、別紙1の2）
- (2) 事業実施体制（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 実施計画書（別紙4）
- (5) 事業内容が明確にわかる資料（企画書、委託仕様書、見積書等の写し等）
- (6) 誓約書（別紙5）
- (7) 役員等名簿（別紙6）
- (8) その他参考となる資料

別紙 1 の 1

団 体 に 関 す る 調 書

申請団体名			
代表者 ※1			
代表団体 ※2			
構成団体 ※3	構成団体数	団体	
内 訳	団体名	代表者職・氏名	主な業務

※1 代表者欄は、団体の長となる者を記入すること。

※2 代表団体・構成団体欄は、複数団体で構成される場合のみ記入すること。

※3 市町村以外の構成団体については、本書に加えて、構成団体ごとに別紙 1 の 2 の「団体に関する調書」を作成すること。

団 体 に 関 す る 調 書

団体名 _____

代表団体名 _____

団体名		
団体の所在地		
代表者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒
設立年月日		年 月 日
団体の目的		
団体の種類及び 根拠法令 ※ 1		
主な活動地域		
これまでの主な活動内容		
団体の財政規模 (支出ベース)		前年度決算 円 今年度予算 円
連絡責任者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒
	電話・FAX	
	E-mail	
備 考		

※ 1 団体の種類及び根拠法令には、財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）、
NPO法人（特定非営利活動法人活動促進法）、株式会社（会社法）など記入すること。

※ 2 その他 登記簿等、上記事実を確認できる書類がありましたら添付すること。

別紙 2

事業実施体制

1 執行責任者等の経歴

役職、肩書等	氏名	経歴（これまでの取組実績等）
執行責任者		

※1 直近5年間の経歴のほか、事業を実施する上で役に立つような経験や取組実績を記載すること。

※2 執行責任者のほかに、事業を実施する上で核となるような人物がいる場合は、その人物を記載すること。

2 各構成団体の役割（単独の団体で実施する場合は不要）

構成団体名	役割	
	補助事業実施時	補助終了後

3 体制図

[illegible]

※ 各団体の役割や資金の流れが分かるように体制図を作成すること。なお、本様式に代えて任意様式による提出も認める。

収 支 予 算 書

[収入]

(単位:千円)

費目	金額	備考
県補助金		

[支出]

(単位:千円)

事業内容	費目				備考
		総事業費	補助対象 経費	補助対象外 経費	
合計					

※1 県補助金欄は、補助対象経費に別表の補助率を乗じ、その合計を記載すること。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※2 備考欄には、積算内訳等を記入すること。

実 施 計 画 書

※ 実施計画は具体的に記載し、記載欄が足りない場合は、適宜追加すること。また、本様式に加えて、任意様式による提出も認める。

1 事業実施内容

事業名	(※ 人々に興味を抱かせるキャッチフレーズとなる事業名とすること。)
観光コンテンツのテーマ	(※ 別表 1 のテーマにより選択すること。)
事業実施地域	(※ 事業にあった広域かつ適切な範囲（複数市町村）で取り組み、記載すること。)
コアターゲット	(※ 居住地、年齢層、所得層、趣味・ライフスタイルなどを明確に記載すること。 また、そのコアターゲットの市場規模（人数、売上等）をその積算根拠を含め記載すること。)
事業概要 (200 字程度) ※目標と達成に向けた 取組	(※ 下記で記載される地域の課題が解決できる取組を含めて簡潔に記載すること。)
地域の現状・課題と 実施計画に至った背景 (分析根拠含む)	(※ 地域の現状・課題を申請者が分析し、分析根拠を含め、記載すること。)
今年度の事業内容 (スケジュールに 沿って記載)	(※ 各スケジュールにおいて取組内容が分かるように具体的に記載すること。)
【独自性】 確立を目指す付加価値など 他の観光地との差別化	(※ 地域ならではの資源を活かしつつ、他の地域との差別化された内容を記載すること。)

2 経済波及効果

事業実施地域に波及する経済効果	(※ 算出方法を定量的に示し、確実な効果測定が見込まれる内容を記載すること。 また、その内容の目標を下記K P Iで記載すること。)				
目標達成に向けた具体的な目標 (KPI) (※観光消費額拡大につながる目標項目を設定すること。)	目標項目	現状値	目標値 (本年度)	目標値 (5年目)	KPI の設定根拠・経済効果との関連

3 自走化するための今後の展望や次年度以降の取組

自走化に向けた資金調達や地域循環の仕組み		(※ 事業を実施することで収益が確立され、地域で経済循環が構築されるような仕組みを記載すること。)	
次年度以降の取組	年	取組	
	2年目		
	年目		
	5年目		
	6年目以降		

※ 補助金を活用し事業を実施する年を1年目とし、5年目までの取組は必ず記載（同様の取組を行う連続した年がある場合は「〇～〇年目」といった記載可）すること。6年目以降は、5年目の取組からさらに事業を発展させる取組がある場合、記載すること。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

(申請者)

所在地

団体名

代表者職氏名

印

本団体は、観光コンテンツ高付加価値化促進事業補助金の交付を申請するにあたり、役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体等の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が観光コンテンツ高付加価値化促進事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

別紙 6

役 員 等 名 簿

番 号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称(漢字)	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 M・F	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

現在における（ 私 ・当法人（団体） ）の役員等名簿に相違ありません

所在地

団体名

代表者職氏名



役員等名簿には、役員等（代表者、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体等の運営に関与している者又は当該団体等の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

第2号様式（第9条）

観光コンテンツ高付加価値化促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事

様

（申請者）

所在地

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付決定のあった観光コンテンツ高付加価値化促進事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定によりその承認を申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）の理由

2. 変更の内容

（第1号様式の別紙3及び別紙4を使用し、変更前と変更後の数値等を記入すること。変更後の数値については括弧書きとすること。）

第3号様式（第10条）

観光コンテンツ高付加価値化促進事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事

様

（申請者）

所在地

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で補助金交付決定のあった観光コンテンツ高付加価値化促進事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 実績報告

別紙「観光コンテンツ高付加価値化促進事業実績報告書」のとおり

別紙（別記第3号様式関係）

観光コンテンツ高付加価値化促進事業実績報告書

事業名					
観光コンテンツのテーマ					
事業実施地域					
コアターゲット					
事業概要 (200字程度) ※ 目標と達成に向けた取組					
今年度の実施内容 (スケジュールに沿って記載)					
どのような成果・効果が得られたか					
どのように次年度以降行政等からの補助金等に頼らず、自走化していくか (財源、実施体制を含めて)					
目標達成に向けた具体的な目標 (KPI)	目標項目	目標値 (本年度)	達成値	目標値 (5年目)	評価

※1 補助事業実施の様子が分かる写真や資料等を添付すること。

※2 なるべく具体的に記載し、枠が足りない場合は行を追加して記載すること。

※3 本実績報告書に加えて、任意様式の提出も可能とする。

収 支 決 算 書

〔収入〕

(単位：円)

費 目	金額（円）	申請時予算額
県補助金		
計		

〔支出〕

(単位：円)

事業内容	費目	総事業費	補助対象経費		申請時予算額
			補助対象経費	補助対象外経費	
合計					

※補助対象経費にかかる支出証拠書類（契約書、仕様書、領収書等）を添付の上、提出すること。

〔補助金額の計算〕

項 目	金額（円）	備 考
A 補助対象経費（実績）		A1 + A2
A1 工事請負費以外		
A2 工事請負費		
B 補助金相当額		B1 + B2（千円未満切り捨て）
B1 工事請負費以外		$A1 \times 2 / 3$
B2 工事請負費		$A2 \times 1 / 2$ （上限 10,000 千円）
C 交付決定額		交付決定通知書決定額
県補助金の額		B と C のうち低い方の額

第4号様式（第12条）

観光コンテンツ高付加価値化促進事業交付請求書

年 月 日

千葉県知事

様

（申請者）

所在地

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった観光コンテンツ高付加価値化促進事業については、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金額	金	円
既支払額	金	円
請求額	金	円

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

本件責任者（所属、職、氏名）		
本件担当者（所属、職、氏名）		
連絡先	TEL	
	MAIL	

第5号様式（第13条）

観光コンテンツ高付加価値化促進事業概算払請求書

年 月 日

千葉県知事

様

（申請者）

所在地

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった観光コンテンツ高付加価値化促進事業を千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により次のとおり概算払されるよう請求します。

金

円

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

本件責任者（所属、職、氏名）		
本件担当者（所属、職、氏名）		
連絡先	TEL	
	MAIL	